

特定非営利活動法人

NPO首都圏エンディングサポート

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は特定非営利活動法人NPO首都圏エンディングサポートという。ただし登記簿上はこれを特定非営利活動法人エヌピーオー首都圏エンディングサポートと表示する。

第 2 条 この法人は事務所を東京都豊島区上池袋 2 丁目 4 1 番 1 0 号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は市民の福祉向上を目ざし、介護予防、終末ケアの支援、助言を行ない、人生の自己決定に必要な生前の事務処理、葬送支援、死後の事務処理の受託、遺言の執行、判断力が不十分になったときの生活支援、後見、後見監督業務の受託等の事業を行なうと共に、難民や孤児・難病で苦しむ人々への支援を行ない、社会的弱者の人権擁護を図ると共に自然災害時の支援活動等を行ない、文化的で快適な生活の増進に寄与することを目的とする。

(非特定営利活動の種類)

第 4 条 この法人は前条の目的を達成するため次の種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 特定非営利促進法第 2 条別表に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は第 3 条の目的を達成するため特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行なう。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
 - ① 介護及び介護予防・終末ケアに関する業務
 - ② 医療と葬儀に係わる調査・研究業務
 - ③ 生前契約並びに葬送支援・葬儀施行・監督・死後事務受託業務
 - ④ 判断力が不十分な場合の、福祉・医療・その他日常生活の補助及び後見業務の受託・援助・支援・監理

- ⑤判断力が不十分な状況にある成年の任意後見及び後見監督業務の受託・援助・支援・監理
- ⑥遺言執行業務
- ⑦寺と市民のコミュニティ作りの助言・支援業務
- ⑧合祀墓・散骨・森林葬などの研究・助言・支援業務
- ⑨日本国内・外における難民・親を失った子供やエイズ等難病患者支援業務
- ⑩災害時における募金・物資調達・人材派遣などの緊急支援業務
- ⑪飼育主を失ったペットの飼育・里親の紹介、飼育設備の設置、運営、管理業務
- ⑫目的達成に必要な専門的人材の養成、資格認定、登録、現任者研修業務
- ⑬この法人と同じ目的を持つ特定非営利活動法人の設立と運営に関する支援業務

第 2 章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は次の二種として、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1)正会員はこの法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。
- (2)賛助会員は、この法人の目的に賛同し、活動に参加することを目的として入会する個人及び団体とする。

(入 会)

第7条 正会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 正会員として入会しようとする者は理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。
- 3 賛助会員は理事長が別に定める賛助会員申込書により理事長に申し込むものとする。
- 4 理事長は前項の申し込みがあったとき正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 5 理事長は第2項又は第3項のもの入会を認めないときは速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会及び会費)

第8条 正会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は会費の負担をしないものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合にその資格を喪失する。

- (1)退会届を提出したとき
- (2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3)除名されたとき
- (4)継続して1年以上会費を滞納したとき
- (5)賛助会員は前(1)から(3)に準じてその資格を喪失する

(退 会)

第10条 正会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

2 賛助会員は前項に準じて退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。

(1)この定款等に違反したとき

(2)この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には議決前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金・会費その他の抛出金品は返還しない。

第 3 章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人は次の役員を置く。

(1)理事 3人以上7人以内

(2)監事 1人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、副理事長を2人まで置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)監事は業務執行の状況を監査する

(2)この法人の財産の状況を監査する

- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4)前号を報告するために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反やその他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条においても同じ）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 50 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載して書面により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項の場合にはその日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わるができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 創立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又はその権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散することは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、東京都に譲渡するものとする。

(合 併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 55 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 56 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行なう。

(組織及び運営)

第 57 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 16 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 15 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金 10,000円

年会費 10,000円

(2) 賛助会員

入会金 0円

年会費 0円

別 表 設立当初の役員

役 名	氏 名
理 事 長	長 瀬 真 弓
副理事長	福 原 勝 利
理 事	坂 田 光 穂
監 事	飯 田 順 一